# 令和4年度第3回大分県総合教育会議次第

令和5年3月22日(水) 14:30~15:10 県庁舎本館4階第一応接室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題

教職員の広域人事異動について

4 閉会

### 市町村議会からの意見書

- 10市町村(宇佐、杵築、別府、国東、姫島、日出、由布、日田、玖珠、九重)
  - 財育の継続性、効果的な教育活動、保護者や地域と学校の連携、教職員の労働安全衛生等の観点から、頻繁かつ行き過ぎた広域異動は行わないこと
  - 2 新採用から短期間のうちに、教員等の人事地域間異動・学校 事務職員の勤務替えを行わないこと

#### 竹田市

(1,2に加え)

3 教職員の働き方改革を進めると同時に、若い世代が教職に魅力を感じ、教職を目指すことのできる教育環境の立て直しを 早急に実現すること

### 豊後大野市

教育の継続性、効果的な教育活動、保護者や地域と学校の連携、 教職員の労働安全衛生等の観点から、2点について見直しを行う こと

- I 「採用からおおむね I 0年で3つ以上の人事地域を勤務する」 異動方針の見直しを行うこと
- 2 教育事務採用の頻繁な異動及び勤務替えの見直しを行うこと

提出なし 6市(中津、豊後高田、大分、臼杵、津久見、佐伯)

#### R 5. I. 25 教育長会議

- A市 本市を希望する者が少ない。人材確保と教育レベル維持の両面で、広域異動は必要。結婚や出産などの状況に配慮は必要。 3年経過後に、引き続き本市で勤務しても良いと言う教員には、2地域目としてカウントすることができないか。
- B市 広域異動は必要。職員団体から、(佐伯から中津へなど)行きすぎた広域人事が、さも多く行われているかの指摘をされ、広域異動はダメとの話になっている。行き過ぎた広域人事はやらないとの方針または運用を出してもらえるとありがたい。現在 | 4 ある地域を、地域で大別し、その地域の中で異動させる方法や、 | 2 年間同一地域で勤務したベテラン教員の異動を具現して欲しい。
- C市 新採用での I 0年3地域は負担が大きいので止めて欲しい。 I 2年経過の教員について、県内を4程度の地域に大別し、 隣接区域内で異動してもらいたい。
- D市 広域異動は必要。3年という期間を柔軟にできないか。異動 は通勤が可能な範囲で行えないか。
- E市 広域異動は必要。教員の6割が市外から通っている。育児や本人の健康状態などの事情を配慮した異動をして欲しい。 20年以上、一度も地域を離れたことのない教員もあり、見聞を広めて欲しいと考えている。

## [現 行]

- I 次試験(基本的知識等の修得状況を判断)
  - ・・・ 筆記試験(教養・専門)
- 2次試験(専門性を判断)
- ・・・ 模擬授業、面接 I (専門 性に関する面接)、実技 試験
- 3次試験(人間性を判断)
- ··· 面接II(個人面接)
- ※4区分(①障がい者、②社会人経験者、③スペシャリスト、
  - ④他県教諭)で特別選考を実施 ・・・ 一部試験免除等
- ※試験会場は、大分市内

# [見直し案]



## 【受験者の負担軽減】

- ○面接Ⅱ(個人面接)を2次試験と同日に実施
  - → 3次試験の廃止
- | 次試験を大阪会場においても実施 → 試験日程が異なる関 西圏の受験者を確保

## 【即戦力となる経験者の確保】

○県内の国公立学校教諭(3年以上勤務)の退職者を対象とした特別選考の実施 → I 次試験免除

### 【大学との連携】

○教職大学院修了者(予定含む)を対象とした特別選考の実施

→ | 次試験免除

# 周辺部の学校に勤務する職員に対する手当

## 「へき地手当〕

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、交通条件及び自然的経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教職員の精神的負担や生活不便に給与上対処し、へき地教育に優秀な人材を確保するため、へき地教育振興法の規定に基づき設けられた手当。

へき地学校等は、へき地教育振興法施行規則(文部科学省令)で定める基準に 準拠して、各学校における交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件からへき 地度を算定し、その点数に応じて級別に指定。

#### 職員のへき地手当等に関する条例(抜粋)

- 第3条 へき地手当は、職員がへき地教育振興法施行規則(昭和34年文部省令第21号。以下「省令」という。)で定める基準を参酌して教育委員会規則で定めるへき地学校及びへき地学校に準ずる学校に勤務したときに支給し、その額は一月につき、その者の給料の月額と扶養手当の月額との合計額に、次の各号に掲げる級別区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
  - 一 第1級学校 100分の6
  - 二 第2級学校 100分の9
  - 三 第3級学校 100分の13
  - 四 第4級学校 100分の17
  - 五 第5級学校 100分の22
  - 六 へき地学校に準ずる学校 100分の3

### 職員のへき地手当等の支給に関する規則(抜粋)

- 第3条 条例第3条に規定するへき地手当の支給割合は、次の各号に掲げる級 別区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
  - 一 第1級学校 100分の5
  - 二 第2級学校 100分の7
  - 三 第3級学校 100分の13
  - 四 第4級学校 100分の17
  - 五 第5級学校 100分の22
  - 六 へき地学校に準ずる学校 100分の 2

附則

(離島に所在する学校の特例)

2 第3条の規定にかかわらず、当分の間、姫島小学校及び姫島中学校に係る へき地手当の支給割合は100分の6、保戸島小学校及び保戸島中学校に係る へき地手当の支給割合は100分の9とする。